

門真市立各小中学校
保護者の皆様

門真市教育委員会

小学校、中学校における教育活動の再開について

平素は本市教育行政及び本市小中学校の教育活動について、また新型コロナウイルス感染症対策に関しまして、ご理解ご協力を賜り誠にありがとうございます。

混迷を深めていた新型コロナウイルスの影響ですが、一定の感染者数の減少もみられる中、5月21日、国は大阪を含む関西3府県での緊急事態宣言を解除しました。これを受け、大阪府では学校再開の指針を示しました。本市でもこの要請を受け、6月1日から市立小中学校を再開します。

ただし、今後、通常授業を再開できたとしても様々な課題が予想されます。子どもの安全面を考えれば例年通りのカリキュラム実施は非常に難しく、学校行事や保護者参観等の実施方法の見直しも必要になってくるものと考えています。また、学び直しなどの授業時数を確保するためには、夏休みの短縮や時間割の変更や学校行事の精選も避けられないと考えています。

今後、教育委員会といたしましては、子どもたちが安全に、かつ安心して過ごせるよう準備を進め、感染予防にも最大限の配慮をしながら子どもたちを迎え入れたいと思います。

今後とも情勢の変化が予想されますが、何よりも学校での子どもたちの安全確保と学習の保障に向け柔軟に対応してまいりたいと思いますので、ご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1. 再開に向けての本市の基本的な考え方

上記に示す大阪府の学校再開の指針を踏まえ、本市におきましても児童生徒の感染予防に最大限の配慮をしながら、教育を受ける権利を保障し、小中学校の教育活動を段階的に再開してまいります。

2. 学校再開の日時等について

(1) 大阪府の方針を踏まえた本市の対応

	第1段階 5/25(月)~29(金)	スタートアップ期間 6/1(月)~12(金)	本格再開 6/15(月)~
学校再開までの流れ	<p>「休校」継続 分散登校の実施 ・10~15人/教室</p> <p>※最終学年については、1学級20人程度による授業日を実施。</p>	<p>「学校再開（分散+短縮）」</p> <p>1学級 20人程度 分散+短縮授業</p>	<p>「学校再開（本格）」 通常授業の実施</p> <p>1学級 40人程度</p>

ア 5/25(月)～5/29(金)について（第1段階）

- ・分散登校日を引き続き実施しています。
- ・小6と中3の登校日については授業日とします。（週2回程度）

◇令和2年6月1日（月）より学校を再開します。

イ 6/1(月)～6/12(金)について（スタートアップ期間）

- ・2グループの分散登校による授業を実施します。（1グループは20人程度）
- ・給食は実施しません。
- ・学校行事、部活動は実施しませんが、始業式につきましては放送等で実施する等の対応を行います。

※具体的な登校日時や分散方法については、各校のお知らせやホームページ等をご確認ください。

※小学校の居場所の確保については5月29日（金）に終了します。6月1日（月）からは放課後児童クラブが午前8:30から開設されます。

ウ 6/15(月)～について（本格再開）

- ・通常登校による授業を再開します。
- ・給食も再開します。
- ・学校行事は精選しつつ、三密にならないように配慮した上で実施します。

3. 学校再開後における感染症対策について

（1）基本的な感染症対策の実施

ア 感染源を絶つこと

- ①各家庭において登校前に必ず検温と体調チェックを行い健康観察カードに記録のうえ、児童生徒に持参させてください。
 - ・発熱（平熱より高い場合）や風邪の症状（倦怠感・喉の痛み・咳など）がある場合は、絶対に登校せず自宅等で休養させてください。
 - ・症状がなくなるまでは外出せず休養させてください。
 - ・上記の場合は、「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」とします。
- ②登校前に検温・体調チェックができなかった児童生徒は学校で確認を行います。
 - ・発熱や風邪の症状が見られた場合は、早退することになりますので常に連絡が取れる体制を整えておいてください。
 - ・低学年児童など安全に帰宅できない場合は保護者のお迎えをお願いします。
 - ・保健室はケガの処置などへの対応が常にできる状態にしておく必要があることから、お迎えがあるまでは、別室にて待機させます。

イ 感染経路を絶つこと

- ①手洗いの徹底

- ・教室への入室時、トイレの後、給食の前後などこまめに手洗いを行うよう指導を徹底します。
 - ・手を拭くタオルやハンカチ等は個人持ちとして、共有しないよう指導します。
- ②マスクの着用・咳エチケットの徹底
- ・全員マスクの着用をお願いします。
 - ・咳やくしゃみをする際に口や鼻をおさえることができるよう、手拭き用のハンカチ・タオル・ティッシュを持参させてください。
 - ・手作りマスクの作成方法は文部科学省ホームページ上の「子供の学び応援サイト」も参考にしてください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_00460.html

③多くの児童生徒が手を触れる箇所の消毒

- ・ドアノブ、手すり、スイッチなどは1日1回以上消毒液（次亜塩素酸ナトリウムなど）を使用して清拭します。

ウ 抵抗力を高めること

- ①「十分な睡眠」、「適度な運動」、「バランスの取れた食事」を心掛けてください。

(2) 基本的な集団感染リスクへの対応

ア 換気の徹底

- ①気候上可能な限り常時、困難な場合はこまめに窓を開けて（可能であれば2方向）換気を行います。
- ②エアコン使用時においても可能な限り換気を行います。
- ・夏季期間中のスポーツドリンク等の持参を認めます。

イ 身体的距離の確保

- ①児童生徒の間隔を、文科省指針の「学校の新しい生活様式」に基づき、最低1メートルを目安に取りますが、施設等の制約から距離を確保できない場合でも、できる限り距離を離し、換気を十分に行うことやマスクの着用などで「3つの密」の回避に努めます。

ウ マスクの着用

- ①児童生徒及び教職員は、基本的には常時マスクを着用します。
- ただし、熱中症など健康被害が発生する可能性が高いと判断される場合は、換気や児童生徒等の間に十分距離を保つなどして一時的にマスクを外す配慮を行う場合があります。
- ②体育の授業ではマスクの着用は必要ありませんが、軽度の運動を行う場合や、児童生徒がマスクの着用を希望する場合は、着用を認めます。ただし、この場合は

N95 マスクなどの医療用や産業用マスクではなく家庭用マスクを着用してください。

(3) 授業について

- ・当分の間は前を向いての授業スタイルとします。
- ・児童生徒の席の間に可能な限り距離を確保し、対面とならないような形で授業を行います。
- ・当分の間はペア学習、グループ学習を自粛します。(実施の場合はマスク着用)
- ・各教科等に関する指導について、当分の間、感染拡大防止の観点からリスクの高い学習活動は行いません。(例えば、以下の㊶～㊸のような学習活動)

- ㊶ 各教科等に共通する活動として「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」
- ㊷ 理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
- ㊸ 音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」
- ㊹ 図画工作、美術、工芸における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
- ㊺ 家庭・技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」
- ㊻ 体育、保健体育における「児童生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」

(4) 水泳活動について

- ・今年度の水泳授業につきましては、密集せざるを得ない環境等による感染のリスクや児童生徒の安全確保を第一に考え、実施しません。

(5) 給食について

ア 通常給食に向けた段階的な対応

- ①第1段階 6月15日(月)～19日(金) ※小学1年生も15日から給食開始
 - ・子ども達が、集団生活の中での正しい手洗い等の感染予防策を身に付けられるよう指導を進めます。
 - ・給食の献立を、パン(個包装)・牛乳・主菜の3品とします。
※主菜は、具材等の量を増やすなど、栄養摂取できるように工夫します。
- ②第2段階 6月22日(月)～30日(火)
 - ・上記の期間で子ども達が身に付けた感染予防策がスムーズに行われるよう実践する期間とします。
 - ・給食の献立を、パン(個包装)・牛乳・主菜・副菜の4品とし、より通常給食に近づけて提供していきます。
- ③第3段階 7月1日(水)～
 - ・米飯給食を含めた通常給食の提供を行います。

イ 給食中の感染防止

①給食準備時の対応

- 可能な限り窓を開け換気するとともに机は前を向けたまま対面にしない指導を行います。
- 手洗いを徹底するよう指導します。
- 給食当番にマスク・エプロン・帽子（三角巾）の着用を徹底します。
※当面の間、エプロン・三角巾（バンダナ等）は個人のものを持参いただいても結構です。

②配膳時の対応

- 食器や食品は、できるだけ教職員と食べる本人しか触らないようにするなど、極力配膳する人数を減らす工夫を行います。
※当面の間、スプーンや箸は個人のものを持参いただいても結構です。

③食事時の対応

- 咳、くしゃみが出る場合は、ハンカチ等で口・鼻を覆うよう指導します。
- おかずは配りきるようにし、一度配膳されたものは最後の返却まで戻さないように指導します。
- できるだけ会話は控え、食事が終わったらマスクを着用するよう指導します。

※以上の感染防止策を講じ、安全な給食提供を行ってまいります。どうしても給食に不安を感じ、やむを得ず弁当等の持参を考えられる方は、6月5日（金）午前中までに学校にご相談ください。

（6）清掃活動について

- 6/1(月)～6/12(金)は行いません。
- 6/15(月)以降は、三密にならないように配慮した上で段階的に実施します。
→その際、換気、マスクの着用、終了後の手洗いを徹底します。
→トイレ清掃については水を流さずに行います。便器の清掃は児童生徒は行いません。

（7）学校行事について

- 教育課程の再編成により、例年通りの学校行事はできないことをご理解ください。
- 遠足等校外学習は1学期については中止します。2学期以降は国、府の感染状況や各通知等をふまえて判断します。
- 修学旅行等宿泊行事は1学期については延期もしくは中止します。2学期以降の実施については、国、府の感染状況や各通知等をふまえて判断します。
- 中学校の体育祭、小学校の運動会は、1学期開催については延期します。2学期以降の開催については国、府の感染状況や各通知等をふまえて判断します。実施する際、規模を縮小して実施する可能性もありますのでご了承ください。

(8) 部活動について

- ・部活動の再開予定日は6月15日(月)とします。
- ・当分の間、平日の校内に限定した活動とします。(土日祝日は行いません。)
- ・接触を伴う競技については感染拡大防止に十分注意して慎重に実施します。
- ・生徒の参加は強制しません。

4. 学習保障について

(1) 授業時数の確保について

- ・夏季休業日や冬季休業日の短縮により授業時数を確保します。
- ・学校行事の見直し等によって生じた時間を活用します。
- ・各校の実情に応じ、7時間授業やモジュール(15分単位の授業)、土曜授業を検討します。
- ・特に最終学年(小6・中3)は優先的に授業時数の確保に努めます。
- ・限られた授業時数の中で、それぞれの教科の教科内容の重点を明確にして軽重をつけて指導します。また、他の単元と組み合わせて指導するなど効率よく指導できる対策を講じます。

(2) 令和2年度の授業日について(※但し、感染の状況により変更する場合があります。)

- ・令和2年度の授業日は以下の通りとします。

1 学期 6月1日(月)～8月5日(水)

※6月1日～12日は給食はありません。

※8月3日～5日は午前中のみの短縮授業とします。給食はありません。

2 学期 8月17日(月)～12月25日(金)

※8月17日～19日は午前中のみの短縮授業とします。給食はありません。

※12月25日も給食はありません。

3 学期 1月8日(金)～3月24日(水)

※1月8日、3月24日は給食はありません。

※学校閉庁日は8月11日(火)～8月15日(土)を予定しています。

5. 児童生徒の心のケアについて

これまでの自宅での待機により、子どもたちの心と体の両面で様々な影響が出てきていることと思われます。また、ようやく学校が始まり登校できた子どもたちにとって、新しい先生はどんな人だろうか、勉強についていけるだろうか、新しい仲間と仲良く過ごせるだろうか、新型コロナウイルスに感染しないだろうか等々、新たな不安も出てくると考えられます。イライラする、集中できない、落ち着かないなど、心や体にいろいろな変化が出てくるとも思います。これは生活のスタイルが変わった時などに生じる自然な反応です。

下校後の子どもの様子をこれまで以上につぶさに見ていただくとともに、心配や不安なことがありましたら、ぜひ、学校や相談機関にご相談ください。

また、家庭におきましては、以下のようなことにご留意頂ければと思います。

- ① 安心して過ごせる環境作り
- ② 何でも話し合える雰囲気作り
- ③ 適度な運動と手洗い、うがいなど健康管理
- ④ コロナウイルスに関する正しい情報に基づき行動し、情報の氾濫に注意する

※保護者の皆様の心身の変化にも十分にお気を付け下さい。家族と適度な距離を保ち、家族以外の友人や親せきとのつながりも大切にしてください。

(1) 学校活動の配慮・対応について

- ・教科指導のみに偏らないように配慮します。また臨時休校の長期化で、基本的な生活習慣の崩れている児童生徒、心身の不調を訴える児童生徒、体力の低下している児童生徒もいると考えられるので、児童生徒に過度な負担を強いることなく、児童生徒一人ひとりに応じたきめ細やかな対応を行います。

(2) 不登校の児童生徒や支援を必要とする児童生徒への配慮について

- ・不登校の児童生徒、特別な支援を必要とする児童生徒、外国につながりがある児童生徒などについて、個に応じた適切な指導が行われるように配慮していきます。
 - ア 何よりも学校との連携が不可欠です。気になることがあれば遠慮なく各校にご相談ください。
 - イ 本市には各中学校区にスクールカウンセラーを設置していますので、希望がありましたら、各校にご相談ください。また門真市教育センター内に「子ども悩み相談サポートチーム」(TEL:072-887-6717 火・水・木の 10:00~16:45)も設置しておりますので、ご活用ください。

6. 感染者が出た場合の対応について

(1) 児童生徒または教職員に感染者が出た場合

- ア 当該学校は2日間臨時休校とします。
- イ 上記期間の延長については、守口保健所等と感染者の学校内における活動の態様、接触者の多寡、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等を確認しつつ、これらの点を総合的に考慮し、守口保健所等と十分に相談の上、その必要性について判断いたします。

(2) 児童生徒または教職員が濃厚接触者と特定された場合

- ア 当該児童生徒は14日間自宅待機とします。当該教職員も14日間自宅待機とします。

(3) 児童生徒または教職員の同居者が濃厚接触者と特定された場合

- ア 保健所等関係機関と相談した上で個別に対応します。

※児童生徒に対して、新型コロナウイルスに関する正しい知識や、これらの感染症対策について、発達段階に応じた指導を行い、児童生徒が感染リスクを自ら判断し、これを避けて行動をとることができるように指導していきます。

※学校内で感染者が発生した際には、感染拡大防止の必要上、当該児童生徒が明らかになることも考えられますが、その場合においても当該児童生徒が差別・偏見・いじめなどの対象にならぬよう、十分な配慮、注意を行います。また、自分自身や仲間を大切にする心や態度を育てるための学級づくりに一層力を入れていきます。

※SNS等で、感染者やその家族、濃厚接触者、医療に携わる方々、外国につながる方々等に対する心ない書き込みが広がる、あるいは、子どもたちが何気なく根拠もないままに差別的な発言をしてしまうことなども心配されます。こうした行為は、人間社会において非常に大切な「人と人との豊かなつながり」を断ち切ってしまうものです。学校においても十分に指導いたしますが、保護者の皆様におかれましても、家族で正しい情報を共有し、子どもたちへのお声掛けをお願いいたします。